

# 上天草市移住お試し施設 利用マニュアル

平成29年6月  
上天草市総務企画部企画政策課

## 1 制度概要、申請方法

### (1) 目的

上天草市への移住を希望又は検討している者に対し、本市内での生活を体験する機会を提供するため、上天草市移住お試し施設を設置し、本市への移住・定住の促進を図ることを目的とします。

### (2) 利用対象者

現に市外に住所を有する者で、上天草市への移住を希望又は検討している者を対象とします。なお、以下に該当する方の利用は認めません。

- ① 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- ② 施設の建物、設備、備品等を破損し、汚損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- ③ 施設の設置目的以外の目的で利用するおそれがあるとき。
- ④ 利用希望者が未成年のみの場合。
- ⑤ 上記に掲げるもののほか、施設の管理運営上支障があるとき。

### (3) 利用期間

施設の利用期間は、1日を利用単位とし、7日から最長で30日を限度とします。また、利用期間の延長は認めません。

### (4) 利用対象期間

平成29年6月1日から平成30年3月30日までとします。

### (5) 利用申請

事前に電話による予約のうえ、利用を開始する10日前までに「上天草市移住お試し施設利用申請書（様式第1号）」（以下「申請書」という。）に身分証明書（運転免許証など）の写しを添えて、郵送等によりご提出ください。

※申請書ダウンロードページ（市HP）

### (6) 利用許可

申請書を受領後、内容を審査したうえで、利用を許可する場合には「上天草市移住お試し施設利用許可書（様式第2号）」を申請者へ送付します。

### (7) 一時利用目的の賃貸借契約を締結

利用許可後、市と一時利用目的の賃貸借契約を締結していただきます。

(8) 使用料の支払い

施設の利用料は、利用を開始する日の前日までに指定の納付書にてお支払いください。

(9) 申請先

〒869-3692

熊本県上天草市大矢野町上1514番地

上天草市総務企画部企画政策課地方創生推進室

担当：山田、橋本

TEL：0964-26-5539

FAX：0964-56-4972

E-mail：kikaku\_atmark\_city.kamiamakusa.lg.jp（注）

（注）スパムメール対策のため、「@」を「\_atmark\_」と表示しております。  
送信の際には、「@」に変更してください。

2 施設概要

別紙資料を参照ください。

3 入居から退去まで

(1) 入居

- ① 鍵の引渡しは、上天草市役所大矢野庁舎企画政策課執務室内にて行います。また、自家用車、レンタカーでお越しの場合には、当該物件まで先導いたします。
- ② 入居の前日までに、おおよその到着時間をお知らせください。入居は、午前10時から午後5時までの間にお願いします。
- ③ 事前に送付した使用承諾書及び使用料を納付したことが分かるものを提示してください。確認後に施設の鍵をお渡しします。
- ④ 鍵の引渡し後、周辺のスーパーや金融機関などの生活関連施設をご案内します。
- ⑤ 利用者以外の緊急連絡先についてお知らせください。

(2) 滞在中

- ① 滞在中は、移住に関する相談の時間を設けます。相談の日程や時間は、入居の際に決めさせていただきます。
- ② アンケートへのご協力をお願いします。入居時にお渡ししますので、退去の際に担当へお渡しください。
- ③ 滞在中の行動について制約はありませんが、長期で不在となる場合には、事前にご連絡ください。

- ④ 滞在中、緊急で連絡が必要となった場合には、施設内に掲示してある連絡先に連絡してください。

### (3) 退去

- ① 退去は、午前9時から午前11時までの間にお願いします。退去の際には、担当者が立会いのもと、およそ30分程度、施設や備品などの確認を行いますので、退去時間はそれを踏まえてご検討いただき、申請書にご記入ください。
- ② 退去前には施設内を清掃し、ごみを指定の場所に出しておいてください。
- ③ 確認が終わりましたら、アンケートを回収し、鍵を返却していただきます。
- ④ 施設内に忘れ物をした場合は、速やかにご連絡ください。こちらで発見した場合は、一定期間保管いたします。宅配や処分等の対応については協議いたします。

## 4 利用にあたっての留意事項

### (1) 遵守事項

- ① 留守や就寝時に施錠するなど、施設の管理をお願いします。
- ② 鍵を紛失したときは、速やかにご連絡ください。
- ③ 火気の取扱いや水道の凍結に十分に注意するとともに、備品、什器類等を適切に取り扱ってください。
- ④ 施設屋内では喫煙しないでください。
- ⑤ 壁への釘打ちなど、施設内の改造は行わないでください。
- ⑥ 施設周辺の除草を適宜行うなど、住環境の整備をお願いします。
- ⑦ ごみは、決められたルールに従い排出してください。
- ⑧ 犬や猫等のペットは同伴しないでください。
- ⑨ 施設は、高齢者、障がい者等のためのバリアフリー対応にはなっていないので、ご了承ください。

### (2) 消耗品について

入居時に残っている物はそのままご利用いただいて構いませんが、ティッシュペーパーや洗剤、ごみ袋等、不足する分はご自身で購入又は持参してください。

### (3) ごみ出しについて

- ① ごみは、収集日当日の朝、8時30分までにきちんと分別して、所定のごみ集積所へ出してください。付近の方に迷惑となるため、前日や夜間には絶対に出さないでください。
- ② ごみの分け方や出し方、収集日程表については、施設内に掲示してあります。
- ③ 退去の際に収集日ではないごみが出た場合は、分別して指定の場所へ出してください。